

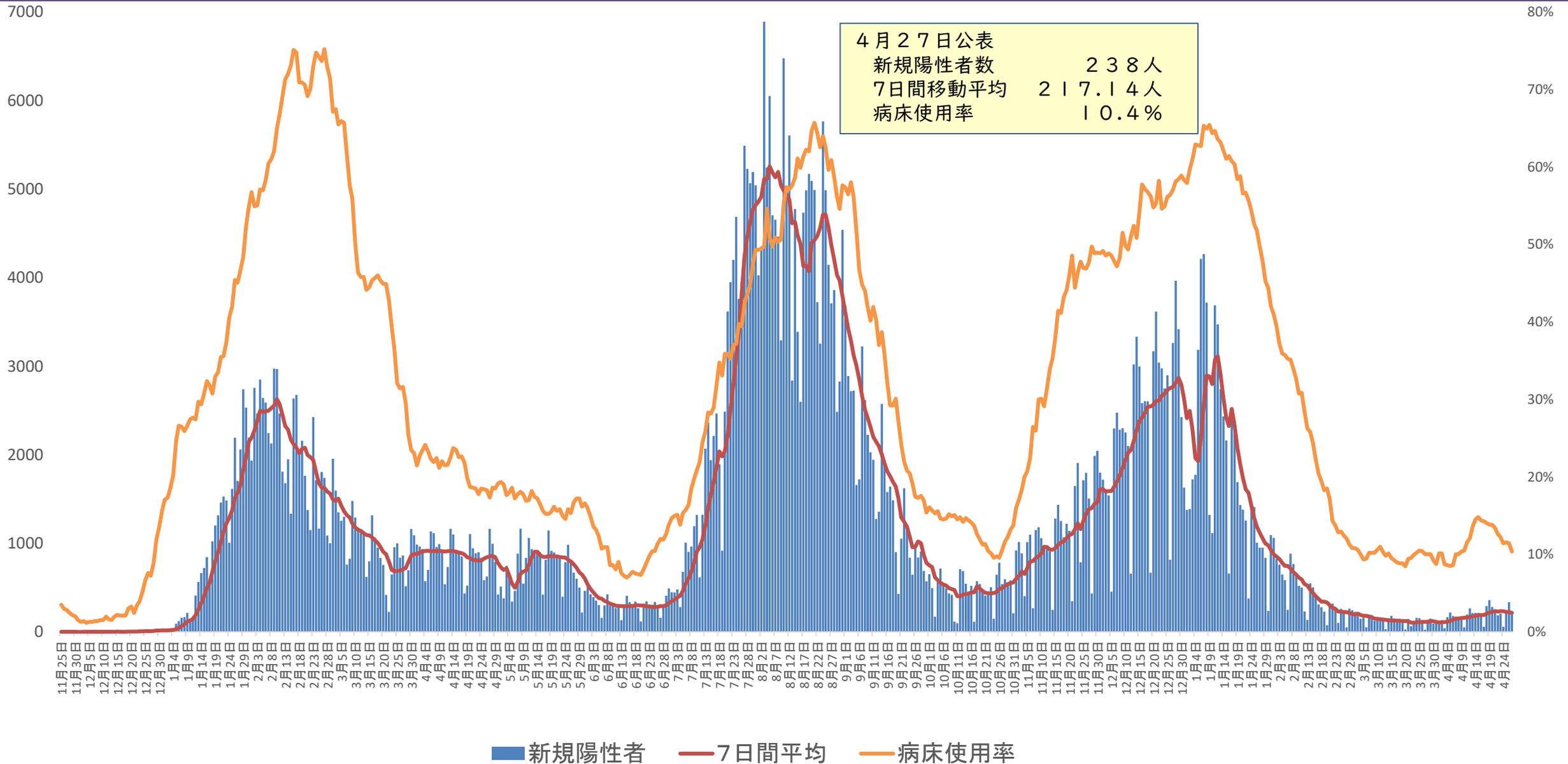
新型コロナウイルス感染症
5類への位置づけの変更に伴う対応



令和5年4月28日

京都府知事 西脇 隆俊

コロナ新規陽性者数等の推移

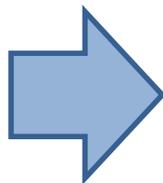


5類感染症への位置づけ変更

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが
令和5年5月8日から5類感染症に変更されます

変更のポイント

◆限られた医療機関による
特別な対応



幅広い医療機関による
自律的な通常の対応

◆特措法や基本的対処方針に基づく各種措置は終了

◆基本的な感染対策は個人や事業者の判断に委ねられる

京都府の対応

- ・感染が再拡大した場合にも必要な治療を受けることができるよう備える
- ・高齢者等の重症化リスクの高い方を守ることを引き続き重点とする

○新型コロナ患者の診療は幅広い医療機関で対応

外来診療体制

◆発熱患者等を検査・診療する「**外来対応医療機関**」

1,035施設 → 1,180施設 (5月8日以降)

※**京都府ホームページ**でも公表 (※同意が得られた医療機関のみ**5月8日(月)**から掲載予定)

→最終的には広く一般的な医療機関での医療提供を目指す

入院医療体制

◆入院調整は [軽症者患者 → 医療機関間で入院調整
重症等患者 → 入院支援センターが入院調整を支援(9月末まで)

→最終的には医療機関間での調整を基本とする仕組みへの移行を目指す

◆5月8日以降の病床確保数 : 1,045床

→最終的には全病院での受け入れを目指す

ゴールデンウィーク中の医療体制の確保

○診療・検査可能な医療機関等に対し、以下の支援を実施

支援内容

- ・外来診療を行う医療機関に対する補助 → 1日当たり10万円
- ・医療機関からの薬剤処方を扱う薬局に対する補助 → 1日当たり5万円

対象期間

- ・令和5年5月3日（水）～5月5日（金）

ゴールデンウィーク中に診療・検査が可能な医療機関

- ・京都府ホームページ「ゴールデンウィークにおける受診可能な医療機関一覧」に掲載
- ・きょうと新型コロナ医療相談センター（075-414-5487 ※24時間対応）でも案内

○症状悪化時等の相談体制は継続します

相談窓口	相談内容
◆きょうと新型コロナ医療相談センター（24時間） 電話：075-414-5487	〔 発熱相談 後遺症相談 〕
・京都府療養者相談ダイヤル（24時間） 電話：075-708-7159	陽性者の症状悪化時の相談
・京都市療養者相談ダイヤル（24時間） 電話：050-3614-9575	

5月8日から変更

療養に関する取扱い

※令和5年4月14日付厚生労働省事務連絡から

○陽性となった場合の療養については以下を参考にしてください

外出を控えることが推奨される期間

- ・発症日を0日目として5日間
- ・5日目に症状が続いていた場合 → 症状軽快後、24時間が経過するまで

10日間が経過するまでは

- ・マスクを着用したり、高齢者等ハイリスク者と接触は控える等
周りの方へうつさないよう配慮しましょう

※陽性者の登録、健康観察、生活支援物資送付、宿泊療養施設の運営は5月7日で終了

高齢者施設等への支援

○重症化リスクの高い方を守るため、各種支援を継続

<主な支援内容>

感染対策の徹底

- ◆ 施設内感染専門サポートチームの派遣
- ◆ 感染防止のための環境整備に対する支援
 - 多床室の個室化に要する改修、簡易陰圧装置の設置、ゾーニング等
- ◆ 感染拡大時等における従事者に対する集中検査の実施

医療機関との連携強化、療養体制の確保

- ◆ 施設内療養に必要な経費の支援
 - 介護人材確保、職場環境復旧又は応援派遣に要する経費
 - 療養者1名あたり最大30万円 } を補助
- ◆ 施設内療養を行うための医療提供に必要な経費の支援

ワクチン接種

○無料接種が令和6年3月末まで延長されました

対象者・接種時期 (※)初回接種:1回目、2回目接種

◆初回接種(※)済の5歳以上の方

	R5.5.8~	R5.9.1~	~R6.3.31
65歳以上の高齢者	○		
基礎疾患のある方	○		
医療機関・高齢者施設等従事者	○		○
上記以外の方	対象外		

・5~11歳のオミクロン株対応ワクチン未接種者は5月8日以降も接種可能

◆初回接種がまだの方 → 令和6年3月末まで随時接種可能

京都府コロナワクチン副反応相談センター

075-414-5490 (毎日9時から18時) ※外国語対応可

医療費の公費負担

○医療費等の患者負担に対し、以下の軽減策が実施されます

5月8日から9月末までの特例措置

入院医療費	高額療養費制度(※)について 自己負担の上限額を最大で2万円引き下げ (※医療機関や薬局の窓口で支払う医療費がひと月で上限額を超えた場合に、その超えた金額が支給される制度 (医療費には入院時の食事代や差額ベッド代等は含まない)
薬剤費	新型コロナウイルス感染症治療薬は全額公費負担(※) (※手技料(処方箋代など)は含まない。)

患者発生動向の公表

○患者発生動向は定点医療機関からの報告による把握に変更

新規陽性者数

公表内容	指定された医療機関1か所当たりの陽性者数
公表時期	週1回（毎週月曜日から日曜日までの分を翌週金曜日に公表） ※初回は5月8日～14日の分を5月19日（金）に公表
公表方法	国及び府のホームページで公表

死亡者数

◆死亡届をもとに厚生労働省が集計する「人口動態統計」で公表予定

※府ホームページにおける

PCR等検査・療養者の状況、病床等の状況の公表は5月7日分で終了

基本的対処方針等に基づく取組

○特措法及び基本的対処方針等に基づく各種事業などは終了

5月7日で終了するもの

◆イベント開催制限

→イベント開催時のチェックリスト作成・公表、安全計画の策定は不要

◆飲食店第三者認証制度

→飲食店でのパーティションの設置や距離の確保等は事業者の判断に

◆ガイドライン推進宣言事業所ステッカー事業

◆ガイドライン等コールセンター

基本的な感染対策のお願い

感染対策は、個人や事業者の判断に委ねることが基本となりますが、5類への位置づけ変更後も、ウイルスそのものが消失するわけではありません。手洗いや換気などの基本的な感染対策に引き続き取り組んでいただきますようお願いいたします。

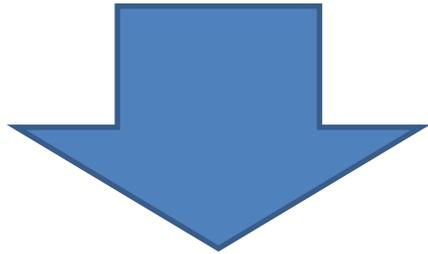
引き続き有効な感染対策の例

※令和5年3月31日付厚生労働省事務連絡から

- ◆ 高齢者等重症化リスクの高い方への感染を防ぐため着用が効果的な場面では、マスクの着用を推奨
- ◆ 手洗い等の手指衛生、換気も引き続き有効
- ◆ 流行期において、高齢者等重症化リスクの高い方は
 - ・換気の悪い場所
 - ・不特定多数の人がいるような混雑した場所
 - ・近接した会話を避ける

5類への位置づけ変更後の体制

○5類への位置づけ変更に伴い法律に基づく京都府対策本部は廃止



①医療提供体制の段階的な移行
②感染再拡大への備え } に対応するため

○知事をトップとした新型コロナウイルス感染症への対応体制を構築

〔
・名称: 京都府新型コロナウイルス感染症連絡本部
・設置期間: 令和5年5月8日(月)~当面の間
〕

○有識者から意見を聴取する**専門家会議も当面存置**